播磨中央公園

質問 番号	箇所(頁)	質問	回答
1	管理水準書(本編 12 頁、資料編 1 頁) 資料集(6~13 頁) サイクルステーションの取扱い について	ンの記載があり「〜指定管理者による利用促進事業もしくは収益事業を認める。ただし、管理内容については基本的にサイクルスポーツに資するものとし〜」と明記されています。また、同資料編では主要施設欄に「サイク	て、これらの維持管理費は指定管理料基準額に含まれています。 ②サイクルステーションの運営費については利用促進事業もしくは収益事業を想定しており、指定管理料に算入していません。 今回公募において現在の業務を引継ぐ必要はなく、サイクルスポーツに資する中で自由に利用促進事業もしくは収益事業の実施を検討していただければと思います。 ③ご指摘の内容について、管理水準に関する水準書の修正を行いましたのでご確認ください。(水準書 P9、10、13)また、貸与備品及び物品についても、資料集の修正を行いましたのでご確認ください。(資料集 P13、
2	管理水準書(本編	以上1、2より、以下についてご教示ください。 ① もしこれらが指定管理対象であるなら、これらの経費は指定管理料基準額に含まれているのでしょうか。 ② もしそうなら、現行の加東土木事務所と加東市観光協会が締結されている業務委託料相当額は考慮されているのでしょうか。もしこれらの経費が指定管理料基準額に算入されていないなら、増額措置されるべきであると考えます。 ③ サイクルステーション(施設等)が指定管理対象であるなら、具体的な管理水準や貸与備品及び物品の実態も明示いただく必要があると考えます。 現在、播磨中央公園の管理事務所は、現指定管理者	ご指摘の通り、播磨中央公園のさいくるらんど及
2	12 頁、資料編 1 頁)、資料集 (6~ 13 頁)	である兵庫県園芸・公園協会が都市公園法第5条の規定	び管理事務所は(公財) 兵庫県園芸・公園協会の設置許可施設であり、貸借条件は「R6 播磨中央公園サイクルランド賃借条件」に記載の通りとなります。現在のところ、管理事務所の県による新規設置予定又は現在管理事務所として使用している建物の改修を県で負担する等の具体の計画はありません。ただし、今後リノベーション計画の更新と合わせ管理事務所の設置に向けて検討を進めていきたいと考えています。